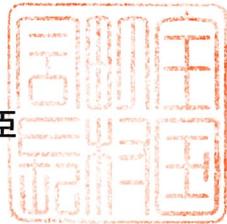


令和元年9月9日

町村長 各位

全国町村会長
荒木泰臣



森林環境譲与税の使途に係る取扱いについて

平素より本会の諸活動等につきまして、ご高配を賜り深謝申し上げます。

さて、本年3月、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立したところであります。森林整備等のための安定的な地方財源の確保については、遡れば昭和61年の水源税構想から数えて30年余、我々町村長を中心となって強く訴え続けてきましたところであり、今般ついに長年の悲願が結実したところです。

本年度から譲与が開始される森林環境譲与税の使途については、同法において、「森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策」の財源に充てるものとされ、各地方団体の判断により、その範囲内で幅広く弾力的に活用可能なものとされています。

一方、令和6年度から森林環境税の徴収が開始されますが、市町村は森林環境譲与税の適切かつ効果的な活用により、納税者となる国民に広く見える形で成果を出し、国民理解の醸成を図る責務を果たさなければなりません。

このため、次の点にご留意のうえ、森林環境譲与税を効果的に活用いただき、森林整備等の推進に取り組んでいただくようお願いします。

○税創設の経緯の理解

森林環境税及び森林環境譲与税は、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな森林管理システムを踏まえて創設されたものです。

○税財源は新たな国民の負担

森林環境譲与税は、本年度から市町村等に譲与される財源であります。令和6年度からの全国民の負担として国税として森林環境税の徴収が行われることを踏まえて譲与されるものであります。

○国民・住民の理解が必要

森林環境税及び森林環境譲与税に対する国民・住民の理解が得られるよう、法律に則り、各市町村において使途について積極的に情報公開していく必要があります。

なお、別添は、先の国会において森林環境税及び森林環境譲与税法の審議の中で使途について議論されたものでありますので、具体的な使途の検討に際して参考にしていただきますよう、お願いします。